

議 案 目 録

令和8年(2026年)3月2日

番 号	件 名
議案第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和7年度(2025年度)彦根市一般会計補正予算(第6号))
議案第 2 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和7年度(2025年度)彦根市一般会計補正予算(第7号))
議案第 3 号	令和7年度(2025年度)彦根市一般会計補正予算(第8号)
議案第 4 号	令和8年度(2026年度)彦根市一般会計予算
議案第 5 号	令和8年度(2026年度)彦根市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 6 号	令和8年度(2026年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計予算
議案第 7 号	令和8年度(2026年度)彦根市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 8 号	令和8年度(2026年度)彦根市介護保険事業特別会計予算
議案第 9 号	令和8年度(2026年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 10 号	令和8年度(2026年度)彦根市病院事業会計予算
議案第 11 号	令和8年度(2026年度)彦根市水道事業会計予算
議案第 12 号	令和8年度(2026年度)彦根市下水道事業会計予算
議案第 13 号	彦根市職員等の職務上の行為に係る訴訟等の支援に関する条例案
議案第 14 号	彦根城博物館管理運営基金の設置、管理および処分に関する条例案
議案第 15 号	彦根市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
議案第 16 号	彦根市男女共同参画センター条例案
議案第 17 号	彦根市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例案
議案第 18 号	彦根市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 19 号	彦根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 20 号	彦根市手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 21 号	彦根市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例案
議案第 22 号	彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 23 号	彦根市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 24 号	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第 25 号	彦根市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第 26 号	彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 27 号	彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案第 28 号	彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案第 29 号	市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて
報告第 1 号	和解をすることについて
報告第 2 号	損害賠償の額の決定について
報告第 3 号	市営住宅の管理上必要な訴えの提起について

議案第 13 号

彦根市職員等の職務上の行為に係る訴訟等の支援に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市職員等の職務上の行為に係る訴訟等の支援に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、職員等が行った職務上の行為に関し、当該職員等である個人に対し、訴訟等があった場合において、当該職員等に適切な支援を行うことにより、職員等が安心して職務に精励できる環境を整備し、もって市政の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 市長、副市長、教育長、病院事業管理者、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員その他市長が認める職員(過去にこれらの職員であった者を含む。)

(2) 訴訟等 訴えの提起、告訴、告発その他職員等の適切な職務の遂行に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして市長が認める行為

(支援措置)

第 3 条 市長は、第 1 条に掲げる目的を達成するため、弁護士費用の補助その他必要な支援を行うものとする。

2 市長は、当該訴訟等の原因とされた行為が当該職員等の職務上の行為でないことまたは当該訴訟等の原因とされた行為について当該職員等の故意があったことが明らかである場合は、前項の支援を行わないものとする。

(規則への委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

彦根城博物館管理運営基金の設置、管理および処分に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根城博物館管理運営基金の設置、管理および処分に関する条例

(設置)

第 1 条 彦根城博物館が所有する博物館資料の適正な保存管理および充実を図ることを基本として、彦根城博物館の管理運営に要する経費の財源に充てるため、彦根城博物館管理運営基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)において定める額とする。

2 前条に規定する基金の設置の目的のために市が寄附金として受ける額は、予算に計上して、基金として積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理および処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

彦根市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準(第 3 条)

第 2 節 運営に関する基準(第 4 条―第 32 条)

第 3 章 雑則(第 33 条)

付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 5 4 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般原則)

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者(法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思および人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、滋賀県、市、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設および法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数および時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況および当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第 19 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第 1 項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第 5 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせんおよび要請に対する協力)

第 6 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第 54 条の 3 において準用する法第 54 条第 1 項の規定により市が行うあっせんおよび要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第 7 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 28 条の 24 各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第 8 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第 30 条の 15 第 1 項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 9 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第 56 条第 1 項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第 10 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育および法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第 11 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第 12 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第 30 条の 20 第 5 項(法第 30 条の 21 第 3 項において準用する場合を含む。))の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第 30 条の 20 第 3 項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保および向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支

払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第 2 項および第 3 項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途および額ならびに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第 3 項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第 13 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第 14 条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子どもおよびその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第 15 条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談および援助)

第 16 条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況ならびに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 17 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第 18 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第 22 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的および運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日
- (5) 第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を
求める理由およびその額
- (6) 第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項その他の利用に当たって
の留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 20 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援

事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 21 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 22 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 23 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分または第 12 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 24 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 25 条 特定乳児等通園支援事業所の職員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子どもまたはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第 26 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のものまたは誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 27 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。))もしくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。))またはその職員に対し、支給対象小学校就学前子どもまたはその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者もしくは乳児等通園支援事業者またはその職員から、支給対象小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子どもまたは乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。))からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該市の職員からの質問もしくは特定乳児等通園支援事業所

の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第 30 条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

- (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

- (3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市および当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 31 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第 32 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備および会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 14 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第 11 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第 18 条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第 30 条第 3 項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

第 3 章 雑則

(電磁的記録等)

第 33 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、または提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または

受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付または提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、または提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

彦根市男女共同参画センター条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市男女共同参画センター条例

(設置)

第 1 条 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に自主的に参画する男女共同参画社会の形成に寄与するため、彦根市男女共同参画センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称および位置)

第 2 条 センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
彦根市男女共同参画センター	彦根市元町 4 番 2 号

(職員)

第 3 条 市長は、センターに所長その他必要な職員を置く。

(業務)

第 4 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する相談に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する情報および資料の収集ならびに提供に関すること。
- (4) 男女共同参画を推進するための活動を行う団体等の相互交流の促進および自主的活動への支援に関すること。
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(彦根市男女共同参画センターの設置および管理に関する条例の廃止)

2 彦根市男女共同参画センターの設置および管理に関する条例(平成15年彦根市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の彦根市男女共同参画センターの設置および管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項の規定による使用の許可を受けた者に係る旧条例第9条および第11条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

4 旧条例第18条第1項の規定に基づく指定を受けた法人その他の団体の役員および職員であった者に係る旧条例第23条第3項の規定による管理業務(旧条例第18条第1項に規定する「管理業務」をいう。以下同じ。)に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務および旧条例第23条第4項の規定による管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第 17 号

彦根市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(昭和 31 年彦根市条例第 26 号)の
一部を次のように改正する。

第 2 条の表議員の項中「405,000 円」を「420,000 円」に改める。

付 則

この条例は、この条例の公布の日以後最初にその期日を告示される一般選挙により選出され
た彦根市議会議員の任期が始まる日から施行する。

議案第 18 号

彦根市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「初任給調整手当」の次に「(第 1 種初任給調整手当および第 2 種初任給調整手当をいう。第 10 条第 2 号および第 26 条において同じ。)」を加える。

第 12 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第 1 種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 12 条の 2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第 6 条第 1 項、第 2 項、第 4 項および第 5 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)ならびにこれに第 14 条の 2 の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額(その額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第 2 種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条第1項第2号中「自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)または自転車その他の規則で定める交通用具(以下「自転車等」という。)」を「自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)」に、「自動車または自転車等」を「自動車等」に改め、同項第3号中「自動車または自転車等」を「自動車等」に、「自動車もしくは自転車等」を「自動車等」に改め、同条第2項第1号ただし書中「55,000円」を「66,400円」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アおよびイを削り、同項第3号中「自動車または自転車等」を「自動車等」に、「55,000円」を「66,400円」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「および駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項第2号または第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地および利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第30条第1項中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

(彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年彦根市条例第43

号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料および地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

(彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成28年彦根市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料および地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第9条第2号中「自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)または自転車その他の管理者が定める交通用具(以下「自転車等」という。)」を「自動車その他の管理者が定める交通用具(以下この条において「自動車等」という。)」に、「自動車または自転車等」を「自動車等」に改め、同条第3号中「自動車または自転車等」を「自動車等」に、「自動車もしくは自転車等」を「自動車等」に改める。

(彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第 4 条 彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 4 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

付則第 22 項中「第 2 条の規定による改正後の」および「。以下「新給与条例」という。」を削る。

付則第 25 項中「第 8 条の規定による改正後の」および「。付則第 36 項において「新勤務時間条例」という。」を削る。

付則第 26 項中「新給与条例」を「彦根市職員の給与に関する条例」に改める。

付則第 27 項中「新給与条例」を「彦根市職員の給与に関する条例第 12 条の 2 第 1 項、」に改める。

付則第 28 項中「新給与条例」を「彦根市職員の給与に関する条例」に改める。

付則第 29 項中「、第 4 項および第 6 項から第 8 項まで、第 12 条、第 13 条ならびに新給与条例第 6 条第 2 項、第 3 項および第 5 項」を「から第 8 項まで、第 12 条および第 13 条」に改める。

付則第 36 項中「新勤務時間条例第 2 条第 3 項」を「彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項」に、「新勤務時間条例の」を「同条例の」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 19 号

彦根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員等の旅費に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 30 条」を「第 32 条」に改める。

第 2 条第 1 号中「彦根市職員定数条例(昭和 32 年彦根市条例第 38 号)第 1 条に規定する」を「地方公務員法第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員および同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める」に改め、同条第 2 号中「在勤公署」の次に「(任命権者またはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同条第 4 号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしていない」を「婚姻の届出をしない」に改め、「事情にある者」の次に「および戸籍上の性別は同一であるが婚姻関係と同様の事情にある者」を加え、「、主として職員の収入によって生計を維持しているもの」を「職員と生計を一にするもの」に改める。

第 3 条第 5 項中「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更(取消しを含む。同項および同条第 4 項ならびに第 5 条において同じ。)を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「となった金額」を「となる金額または支出を要する金額で規則で定めるもの」に改め、同条第 6 項中「交通機関の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改める。

第 4 条第 1 項中「市長または任命権者(以下「旅行命令権者」という。))」を「旅行命令権者」に改め、「以下」の次に「この条および次条において」を加え、同条第 3 項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)する」を「の変更をする」に、「には」を「で、前項の規定に該当するときには」に、「第 5 条第 1 項」を「次条第 1 項」に、「これを変更する」を「その変更をする」

に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「これを当該」を「当該事項を当該」に、「提示」を「通知」に改め、同項ただし書中「これを提示」を「当該事項を通知」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「、交通費、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当および扶養親族移転料」を「、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費および家族移転費」に改め、同条第2項から第11項までを削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条を次のように改める。

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、前条に規定する旅費の種類および第14条から第23条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって計算する。

第8条から第11条までを次のように改める。

第8条から第11条まで 削除

第12条中第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

- 3 旅行者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納しなければならない。
- 4 支出命令者は、概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合または前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対し支出し、または支払う給与または旅費の額から当該概算払に係る旅費額または当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。
- 5 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第14条第1項を次のように改める。

鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道および軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。第18条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第 14 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項第 3 号に規定する座席指定料金」を「前項第 2 号に規定する急行料金および同項第 4 号に規定する座席指定料金」に、「片道 100 キロメートル以上のものに該当する」を「市長が必要と認める」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 15 条および第 16 条を次のように改める。

(船賃)

第 15 条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。第 18 条第 1 項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第 16 条 航空賃は、航空機(航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。第 18 条第 1 項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号および第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

第 18 条の見出しを「その他の交通費」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

その他の交通費は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするも

のに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第18条第2項中「交通費」を「第1項の規定によるその他の交通費」に、「前項」を「同項」に、「1キロメートルにつき18円」を「自家用自動車等による移動に通常要する費用を勘案して規則で定める額」に改め、同項後段を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 目的地までの距離が1キロメートル未満の場合におけるその他の交通費は、前項の規定にかかわらず支給しない。

第19条から第21条までを次のように改める。

(宿泊費)

第19条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(宿泊手当)

第20条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第23条第1項第1号または第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

第21条の2を削る。

第22条を次のように改める。

(着後滞在費)

第 22 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は 5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費および宿泊手当の合計額に相当する額とする。

第 22 条の 2 を削る。

第 23 条を次のように改める。

(家族移転費)

第 23 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の新居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

第 24 条第 2 号中「第 20 条第 1 項に規定する宿泊料定額の 2 分の 1 に相当する額の宿泊料」を「第 19 条第 1 項に規定する宿泊費の 2 分の 1 に相当する額の宿泊費」に改める。

第 25 条中「次の各号に規定する旅費とする」を「退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張または赴任の例に準じて規則で定めるものとする」に改め、同条各号を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用および家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

第 26 条第 1 項中「職員が出張のための旅行中に死亡した場合に」を削り、「死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする」を「出張または赴任の例に準じて規則で定めるものとする」に改め、同条第 2 項を削る。

第 30 条を第 32 条とし、第 29 条を第 30 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(旅費の返納)

第 31 条 支出命令者は、旅行者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費

の支給または旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費または当該金額を返納させなければならない。

- 2 前項の場合において、支出命令者は、同項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、または支払う給与または旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第 28 条を第 29 条とする。

第 27 条第 1 項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、同条第 4 項を削り、同条を第 28 条とし、第 3 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第 27 条 鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第 14 条第 1 項各号、第 15 条各号、第 16 条各号および第 18 条第 1 項各号に掲げる各費用について、当該各条および第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)および家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種類について第 19 条、第 21 条、第 22 条および第 23 条第 1 項ならびに第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

議案第 20 号

彦根市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市手数料条例の一部を改正する条例

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表肺がん検診の項を次のように改める。

肺がん検診	胸部エックス線検査	600 円
-------	-----------	-------

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

彦根市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

彦根市立幼稚園保育料等徴収条例(平成 23 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および預かり広場使用料(教育課程に係る教育時間の終了後に実施する、園児(2 号認定園児を除く。)の預かり事業の利用に係る使用料をいう。以下同じ。)」を「、預かり広場使用料(教育課程に係る教育時間の終了後に実施する、園児(2 号認定園児を除く。)の預かり事業の利用に係る使用料をいう。以下同じ。)および乳児等通園支援使用料(乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の利用に係る使用料をいう。以下同じ。)」に改める。

第 9 条を第 12 条とし、第 8 条の次に次の 3 条を加える。

(乳児等通園支援使用料の額)

第 9 条 利用乳幼児(彦根市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例

(令和 7 年彦根市条例第 46 号)第 3 条に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。)1 人当たりの乳児等通園支援使用料の額は、1 時間につき 300 円とする。

(乳児等通園支援使用料の徴収)

第 10 条 乳児等通園支援使用料は、利用乳幼児の保護者から徴収する。

2 乳児等通園支援使用料は、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

(乳児等通園支援使用料の減免)

第 11 条 市長は、特に必要があると認めるときは、乳児等通園支援使用料を減額し、または免除することができる。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第 3 区分の項中「8 時 30 分」を「9 時」に改め、同表備考中第 2 項を第 3 項とし、第 1
項を第 2 項とし、同表備考に第 1 項として次の 1 項を加える。

- 1 12 月から翌年 2 月までの間におけるこの表の適用については、同表中「17 時」とある
のは、「16 時 30 分」とする。

付 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

彦根市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例(令和 7 年彦根市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条および第 11 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 14 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 17 条第 6 号中「乳児および幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「ならびに」を「その他の」に改める。

第 19 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 21 条第 3 項中「に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項または第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第 27 条後段を削る。

第 28 条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条を次のように改める。

(保険料の賦課額)

第 11 条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

第 12 条第 1 号イ中「および介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)」を「、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))および子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の規定による

納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」に改め、同号カ中「および病床転換支援金等ならびに介護納付金」を「、病床転換支援金等、介護納付金および子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「および介護納付金」を「、介護納付金および子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条第1項第1号中「第29条の7第2項第4項ただし書」を「第29条の7第2項第4号ただし書」に改める。

第20条中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第21条第1号中「において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第24条第1項第3号ア中「イおよびウに掲げる世帯」を「特定世帯または特定継続世帯」に改める。

第30条第1号中「において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第34条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第34条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第38条、第38条の2、第38条の3および第38条の4の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第44条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第38条の4に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)および同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの

に限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第44条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第34条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額ならびに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第34条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第34条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第34条の2第1号イに掲げる額の見込額および同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第34条の2第1号イに掲げる額の見込額および同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯または特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数または1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第34条の6 第34条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第37条第1項中「もしくは第22条」を「、第22条もしくは第34条の3」に改め、「第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」の次に「もしくは同条第5項各号に定める額」を、「第38条の2第1項(同条第3項)の次に「または第4項」を加え、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第38条の2第4項第1号」を「同条第5項」に、「同条第6項」を「同条第7項または第8項」に、「第38条の3第1項各号(同条第3項または第4項)を「第38条の3第1項各号(同条第3項から第5項まで)に、「もしくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号」に、「同条第7項または第8項」を「同条第8項から第10項まで」に、「の算定」を「もしくは第38条の4第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「もしくは第22条の額もしくは第31条の額」を「、第22条、第31条もしくは第34条の3の額」に改め、「第38条第1項各号に定める額」の次に「もしくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第38条の2第4項第1号」を「同条第5項」に、「もしくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額もしくは第38条の4第1項に定める額」に改める。

第38条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「ならびに第5項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号

中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項および第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第34条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額およびウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に310,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て

支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額およびウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

(3) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に 570,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額およびウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

6 第 34 条の 5 第 2 項および第 3 項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額(前項に規定する第 1 号の 1 人当たり軽減額、第 2 号の 1 人当たり軽減額および第 3 号の 1 人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、第 34 条の 5 第 2 項および第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額(「第 1 号の 1 人当たり軽減額、第 2 号の 1 人当たり軽減額および第 3 号の 1 人当たり軽減額」)」と読み替えるものとする。

第 38 条の 2 第 1 項ただし書中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条第 3 項中「第 4 項」を「第 5 項」に、「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項および第 2 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。
この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 34 条の 5」と、同項ただし書中「第 5 項」とあるのは「第 8 項において読み替えて準用する第 5 項」と、第 2 項中「第 15 条第 3 項」とあるのは「第 34 条の 5 第 3 項」と読み替えるものとする。

第 38 条の 2 に次の 1 項を加える。

8 第 5 項および第 6 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。
この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 34 条の 5」と、「前条第 1 項各号」とあるのは「前条第 5 項各号」と、第 6 項中「第 15 条第 3 項」とあるのは「第 34 条の 5 第 3 項」と読み替えるものとする。

第 38 条の 3 第 1 項中「第 29 条の 7 第 5 項第 8 号」を「第 29 条の 7 第 6 項第 8 号」に、「660,000 円」を「670,000 円」に改め、同項ただし書中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同項第 1 号中「第 32 条の 10 の 2」を「第 32 条の 10 の 3」に改め、同条第 3 項中「660,000 円」を「670,000 円」に改め、「260,000 円」との次に「、同項ただし書中「第 6 項」とあるのは「第 8 項において読み替えて準用する第 6 項」と」を加え、同条第 4 項中「660,000 円」を「670,000 円」に改め、「170,000 円」との次に「、同項ただし書中「第 6 項」とあるのは「第 9 項において読み替えて準用する第 6 項」と」を加え、同条第 8 項中「第 5 項」を「第 6 項」に、「第 6 項」を「第 7 項」に、「660,000 円」を「670,000 円」に改め、「170,000 円」との次に「、「第 38 条第 1 項各号」とあるのは「第 38 条第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号」と」を加え、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「第 5 項」を「第 6 項」に、「660,000 円」を「670,000 円」に改め、「260,000 円」との次に「、「第 38 条第 1 項各号」とあるのは「第 38 条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号」と」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「660,000 円」を「670,000 円」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 1 項および第 2 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。
この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」

と、「第 13 条」とあるのは「第 34 条の 3」と、「670,000 円」とあるのは「30,000 円」と、同項ただし書中「第 6 項」とあるのは「第 10 項において読み替えて準用する第 6 項」と、

「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割および 18 歳以上被保険者均等割」と、第 2 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 34 条の 5 第 2 項」と読み替えるものとする。

第 38 条の 3 に次の 1 項を加える。

10 第 6 項および第 7 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。

この場合において、第 6 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 34 条の 3」と、「670,000 円」とあるのは「30,000 円」と、

「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割および 18 歳以上被保険者均等割」と、「第 38 条第 1 項各号」とあるのは「第 38 条第 5 項各号」と、第 7 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 34 条の 5 第 2 項」と読み替えるものとする。

第 38 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第 38 条の 4 当該年度において、その世帯に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「18 歳未満被保険者」という。)がある場合における当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第 34 条の 5 の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第 38 条第 5 項、第 38 条の 2 第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項もしくは同条第 8 項の規定により読み替えられた同条第 5 項または前条第 5 項の規定により読み替えられた同条第 1 項もしくは同条第 10 項の規定により読み替えられた同条第 6 項に規定する基準に従い当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第 34 条の 5 第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 34 条の 5 第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第 39 条中「および第 38 条第 1 項」を「、第 23 条、第 32 条および第 34 条の 4 ならびに第 38 条第 1 項(同条第 3 項または第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)および同条第 5 項」に改める。

第 40 条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

付 則

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の第 11 条、第 20 条、第 34 条の 2 から第 34 条の 6 までおよび第 37 条から第 39 条までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 25 号

彦根市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市介護保険条例の一部を改正する条例

彦根市介護保険条例(平成 12 年彦根市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 号および第 2 号中「および介護保険事業計画」を「、介護保険事業計画および認知症施策推進計画」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「		「		
		1 日につき 10,000 円		1 日につき 11,000 円	に改める。
		1 日につき 8,000 円		1 日につき 9,000 円	
		1 日につき 5,000 円	を	1 日につき 6,000 円	
	1 日につき 4,000 円		1 日につき 5,000 円		
	」		」		

付 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

彦根市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年彦根市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,700 円」を「10,000 円」に改め、同号ただし書中「14,500 円」を「15,000 円」に改め、同条第 3 項中「100 円」を「433 円」に改め、「、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900 円」を「13,340 円」に、「13,700 円」を「14,170 円」に、「14,500 円」を「15,000 円」に、「11,300 円」を「11,670 円」に、「12,100 円」を「12,500 円」に、「9,700 円」を「10,000 円」に、「10,500 円」を「10,840 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条第 2 項第 2 号および同条第 3 項ならびに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた第 5 条第 1 項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金および同条第 6 号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 28 号

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例

彦根市火災予防条例(昭和 48 年彦根市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)」に改め、同項第 2 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(簡易サウナ設備)

第 7 条の 2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)またはバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪または電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等および可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等および対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動および自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、

この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造および管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号および第3項ならびに第4項を除く。)および第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1項第5号中「または占用等の行為」を削る。

付 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。ただし、第45条第1項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて

下記のとおり市道路線の廃止および認定をすることにつき、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項および第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 廃止

番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
6	佐和立花線	彦根市佐和町 608 番	彦根市立花町字油屋町 220 番 3	
335	佐和線	彦根市佐和町 625 番	彦根市佐和町 621 番	
336	佐和立花 2 号線	彦根市佐和町字切通シロ 701 番 1	彦根市立花町字佐和町 121 番 2	
367	佐和京町線	彦根市佐和町 666 番 2	彦根市京町三丁目 501 番	
369	佐和町 2 号線	彦根市佐和町 614 番 2	彦根市佐和町 515 番 6	
373	立花京町線	彦根市立花町字佐和町 74 番 2	彦根市京町三丁目 206 番	
882	平田町下出山類線	彦根市平田町字下出 977 番	彦根市平田町字山類 944 番	

1674	彦富団地 13 号線	彦根市彦富町字下舟床 610 番 13	彦根市彦富町字縫殿 663 番	
3308	高宮町栗原 1 号線	彦根市高宮町字栗原 86 番 1	彦根市高宮町字下塚本 38 番	
3503	大堀町長田 4 号線	彦根市大堀町字長田 914 番 13	彦根市大堀町字長田 914 番 3	
5026	城町金亀線	彦根市城町二丁目 349 番	彦根市金亀町 19 番	

2 認定

番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
336	佐和立花 2 号線	彦根市佐和町字切通シロ 701 番 1	彦根市立花町字佐和町 121 番 1	
367	佐和京町線	彦根市佐和町 666 番 1	彦根市京町三丁目 501 番	
369	佐和町 2 号線	彦根市佐和町 614 番 1	彦根市佐和町 515 番 6	
373	立花京町線	彦根市立花町字佐和町 74 番 1	彦根市京町三丁目 206 番	
882	平田町下出山類線	彦根市平田町字下出 977 番 5	彦根市平田町字山類 944 番	
1674	彦富団地 13 号線	彦根市彦富町字下舟床 610 番 13	彦根市彦富町字上平田 672 番 16	
1676	彦富団地 15 号線	彦根市彦富町字上舟床 603 番 39	彦根市彦富町字下百々田 672 番 21	
1677	彦富団地 16 号線	彦根市彦富町字下百々田 672 番 46	彦根市彦富町字下百々田 672 番 45	
1678	彦富団地 17 号線	彦根市彦富町字下百々田 672 番 30	彦根市彦富町字下百々田 672 番 26	
1679	彦富団地 18 号線	彦根市彦富町字井戸 623 番 19	彦根市彦富町字井戸 623 番 1	
1680	彦富団地 19 号線	彦根市彦富町字上百田 601 番 5	彦根市彦富町字上百田 600 番 4	
2177	佐和町 6 号線	彦根市佐和町 625 番 5	彦根市佐和町 608 番	
2178	金亀佐和線	彦根市金亀町 19 番	彦根市佐和町 858 番	

2179	金亀町4号線	彦根市金亀町118番	彦根市金亀町17番	
3308	高宮町栗原1号線	彦根市高宮町字栗原 86番1	彦根市高宮町字二ノ 流48番7	
3503	大堀町長田4号線	彦根市大堀町字長田 914番13	彦根市大堀町字廣長 924番6	
3523	平田町石ヶ鼻線	彦根市平田町字石ヶ 鼻83番16	彦根市平田町字石ヶ 鼻83番23	
3524	野瀬町高畦1号線	彦根市野瀬町字高畦 410番22	彦根市野瀬町字高畦 410番23	
3525	野瀬町高畦2号線	彦根市野瀬町字高畦 514番4	彦根市野瀬町字高畦 523番3	
3526	大堀町蓮町3号線	彦根市大堀町字蓮町 961番1	彦根市大堀町字蓮町 961番15	
3527	大堀町下屋敷西線	彦根市大堀町字下屋 敷西958番15	彦根市大堀町字下屋 敷西958番1	
5026	城町金亀線	彦根市城町二丁目 349番	彦根市金亀町19番	

報告第 1 号

和解をすることについて

和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 20 号

和解をすることについて

和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)12 月 25 日

彦根市長 田 島 一 成

1 事件名

大津地方裁判所彦根支部 令和 5 年(ワ)第 119 号 物品供給追加費用請求事件

2 和解の相手方

(1) 相手方 1(上記 1 の原告)

ア 所在地 ○○○○○○○○○○○○○○
イ 名 称 ○○○○○○○○○○○○○○○○
ウ 代表者 ○○○○○ ○ ○ ○

(2) 相手方 2(上記 1 の補助参加人)

ア 所在地 ○○○○○○○○○○○○○○
イ 名 称 ○○○○○○○○○
ウ 代表者 ○○○○○ ○ ○ ○ ○

3 請求の趣旨

次の判決および仮執行の宣言を求めるもの

- (1) 彦根市は、相手方 1 に対し、金 3,469,840 円およびこれに対する令和 5 年 9 月 7 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、彦根市の負担とする。

4 請求の原因

(1) 事件の発生

ア 発生日 令和 4 年 11 月 24 日
イ 発生場所 彦根市小泉町 640 番地 彦根市スポーツ・文化交流センター
ウ 事件の概要

相手方 1 が、彦根市が発注したスポーツ用品等の備品(以下「備品」という。)を納品するため、彦根市スポーツ・文化交流センター(以下「本件施設」という。)への搬入作

業を行っていたところ、本件施設の外構工事を行っていた相手方2が、相手方1による備品の搬入方法が事前の取決めと異なるとの理由から、搬入通路に工事用重機を横向きに設置して相手方1の搬入車両の通行を阻止した。その結果、相手方1は、搬入日当日に備品の搬入作業を完了することができず、備品の保管費用および再度搬入する際の費用の負担が生じた。

(2) 彦根市の責任について

ア 彦根市は、本件施設の備品の整備に関して、相手方1と物品供給(製造)契約を締結している。

イ 彦根市は、本件施設の外構工事に関して、相手方2と工事請負契約を締結している。

ウ 彦根市は、上記4(1)ウのとおり相手方1に生じた費用の負担について、彦根市物品供給(製造)契約約款第5条第1項および第2項に基づく損害賠償責任を負うものである。

5 訴訟の経過

(1) 訴状提出日 令和5年8月2日

(2) 弁論準備手続期日 令和5年11月2日から令和7年11月12日まで 計19回

令和7年7月16日の第15回弁論準備手続期日から裁判所による和解協議が進められ、同年11月12日の第19回弁論準備手続期日後に和解条項案の協議が終了した。

6 和解の理由

裁判所からの和解勧告に従い、相手方1および相手方2が裁判所から提示された和解条項案を受諾する旨の意思表示をしたことにより、早期にこの和解を成立させ、紛争の解決を図るため

7 和解の内容

(1) 彦根市は、相手方1に対し、解決金として1,000,000円の支払義務があることを認める。

(2) 彦根市は、相手方1に対し、(1)の金員を、令和8年1月30日限り、相手方1の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、彦根市の負担とする。

(3) 相手方2は、相手方1に対し、解決金として1,277,000円の支払義務があることを認める。

(4) 相手方2は、相手方1に対し、(3)の金員を、令和8年1月30日限り、相手方1の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、相手方2の負担とする。

(5) 相手方1は、その余の請求を放棄する。

(6) 相手方1、彦根市および相手方2は、相手方1と彦根市との間、相手方1と相手方2との間および彦根市と相手方2との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何

らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用(補助参加によって生じた訴訟費用を含む。)および和解の費用は、各自の負担とする。

報告第 2 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 2 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年(2026 年)1 月 30 日

彦根市長 田 島 一 成

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 77,000 円を支払う。

3 事案の概要

令和 7 年 11 月 16 日午前 9 時 20 分頃、彦根市佐和町 408 番地地先の市道佐和船町 1 号線において、市有地駐車場から当該市道に進入し、右折しようとした公用車が、相手方が所有する敷地のフェンスに接触したことにより、当該フェンスが損傷したもの

報告第 3 号

市営住宅の管理上必要な訴えの提起について

市営住宅の管理上必要な訴えを提起することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 8 年(2026 年)3 月 2 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第3号

市営住宅の管理上必要な訴えの提起について

市営住宅の管理上必要な訴えを提起することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年(2026年)2月4日

彦根市長 田 島 一 成

1 相手方の住所、氏名等

- (1) 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) 氏 名 ○ ○ ○ ○
- (3) 住 宅 名 ○○○○○○○○
- (4) 部屋番号 ○○

2 請求の趣旨

相手方は、平成25年7月に市営住宅(○○○○○○○○○○)に入居したが、令和3年11月以降の分の家賃(令和3年11月分の一部および令和5年6月分の家賃を除く。)を滞納している。

彦根市は、再三滞納家賃を支払うことを催告したが、相手方は、当該滞納家賃を一度も支払わなかった。

そのため、彦根市は、令和7年10月24日に条件付使用許可取消し通知を行い、指定期日までに滞納家賃を支払うことを請求した。

しかしながら、相手方がこれに応じないため、当該住宅の明渡しならびに滞納家賃および遅延損害金の支払を求めて訴えを提起する。

3 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。